

平成15年 6月27日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

**日本油脂株式会社**

代表取締役社長 中嶋洋平

## 第80期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第80期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

**報告事項** 第80期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

**決議事項**

**第1号議案** 第80期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。利益配当金は、1株につき3円（中間配当金と合わせて年6円）と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。変更の要旨は、次のとおりであります。

- (1) 当社は、商法第212条の規定に基づき、平成15年2月25日付をもって、自己株式株3,597千株を消却いたしましたので、現行定款第5条「発行する株式の総数」について所要の変更を行いました。
- (2) 平成15年4月1日「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が施行され、単元未満株式の買増制度の創設、株券失効制度の創設、株主総会特別決議の定足数の緩和等の改正が行われました。これに伴い、株主各位のご便宜を

お図りするため、第6条の2「単元未満株式の買増し」を新設するとともに、株券失効制度の創設、株主総会特別決議の定足数の緩和等に対応するため、現行定款第8条「名義書換代理人」、同第13条「総会の決議」について所要の変更を行いました。

(3) 上記の変更に伴い、一部字句の修正を行いました。

変更の内容は、6頁から8頁に記載のとおりであります。

### **第3号議案 取締役2名選任の件**

本件は、原案のとおり取締役に鈴木重雄、服部勝英の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### **第4号議案 監査役4名選任の件**

本件は、原案のとおり監査役に山崎真吾、小坏律夫、酒井昇平および早坂 宗の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### **第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本件は、原案のとおり取締役を退任された山崎真吾氏および監査役を退任された山中立之、安念 満の両氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社の内規に基づき、相当の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任することに承認可決されました。

### **第6号議案 自己株式買受けの件**

本件は、原案のとおり機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式500万株、取得価額の総額20億円を限度として買い受けることにつき、承認可決されました。

## 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案のとおり商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役および使用人に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、承認可決されました。

### (新株予約権発行の要領)

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社の取締役および使用人
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式600,000株を上限とする。

ただし、下記(3)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数  
600個を上限とする。

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

- (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。
- (5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使によ

り発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づく転換社債の転換および「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）施行前の商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年8月1日から平成21年7月31日まで

(7) その他の新株予約権の行使の条件

① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(発行する株式の総数)                      第5条 当社の発行する株式の総数は790,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)                      第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。                      名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。                      当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(発行する株式の総数)                      第5条 当社の発行する株式の総数は786,403,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)                      第6条の2 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)                      第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。                      名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。                      当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取および買増し、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取および買増し等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(株主の届出)  第9条 株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> および登録質権者またはこれらの法定代理人は、氏名、住所および印鑑を当会社の名義書換代理人に届けなければならない。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>株主、登録質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合には、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定して、その旨を当会社の名義書換代理人に届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p>	<p>(株主の届出)  第9条 株主および登録質権者またはこれらの法定代理人は、氏名、住所および印鑑を当会社の名義書換代理人に届けなければならない。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>株主、登録質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合には、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定して、その旨を当会社の名義書換代理人に届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p>
<p>(基準日)  第10条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿<u>および実質株主名簿</u>に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p> <p>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)  第10条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p> <p>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(総会の決議)  第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によって決定する。</p>	<p>(総会の決議)  第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によって決定する。</p> <p><u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決定する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(利益配当金の支払)</p> <p>第31条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当という）をすることができる。</p>	<p>(利益配当金の支払)</p> <p>第31条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当という）をすることができる。</p>

以 上

おって、本株主総会終了後、監査役の互選により、山崎真吾氏が常勤監査役に選任され就任いたしました。

平成15年6月27日現在における当社の取締役および監査役は、次のとおりであります。

	代表取締役会長	宇野允恭
	代表取締役社長	中嶋洋平
*	取締役	石田英樹
*	取締役	大井弘雄
*	取締役	大池弘一
*	取締役	小林昭一
*	取締役	鈴木重雄
*	取締役	藤郷栄康
*	取締役	服部勝英
	常勤監査役	山崎真吾
	監査役	小坪律夫
	監査役	酒井昇平
	監査役	早坂宗

- (注) 1. 監査役小坪律夫、監査役早坂 宗の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. \*は執行役員兼務者であります。



なお、平成15年6月27日付で、次の執行役員19名が就任いたしました。

専務執行役員	(化成部門、食品部門、電材事業開発部門、設備・環境安全統括部門)	石田英樹
専務執行役員	(経理部門、資材部門、防錆事業管掌)	小林昭一
常務執行役員	(人事・総務部門、システム部門管掌)	大井弘雄
常務執行役員	(油化部門、DDS事業開発部門、知的財産部門管掌)	大池弘一
常務執行役員	(経営企画室長、ライフサイエンス部門管掌)	鈴木重雄
常務執行役員	(化薬事業本部長)	服部勝英
常務執行役員	(研究本部長)	村田敬重
執行役員	(化薬事業本部特機事業部長)	石飛勇次
執行役員	(設備・環境安全統括室長)	稲葉由大
執行役員	(食品事業部長)	加藤慶二
執行役員	(化成事業部長)	沓沢逸男
執行役員	(人事・総務部長)	小西周志
執行役員	(経理部長)	高林建一
執行役員	(秘書室長)	藤郷栄康
執行役員	(電材事業開発部長)	仲地理道
執行役員	(大阪支社長)	中山弘宗
執行役員	(ライフサイエンス事業部長)	松井道人
執行役員	(油化事業部長)	松尾茂彦
執行役員	(DDS事業開発部長)	山村廣行

## 第80期利益配当金のお支払いについて

第80期利益配当金は、1株につき3円と決定しましたので、同封の「郵便振替支払通知書」の記載事項をご高覧のうえ、払渡期間中(平成15年6月30日から平成15年7月31日まで)に、お近くの郵便局でお受け取りください。

また、銀行口座への振込をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」をご送付いたしましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

以上

## 単元未満株式買増制度のご案内

当社は平成15年6月30日から、単元未満株式ご所有の皆様のご便宜をお図りするため、改正商法によって認められました単元未満株式の買増制度を実施することといたしました。

そこで単元未満株式を所有されている皆様におかれましては、次の制度概要をご参照のうえ、買増制度のご利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

### 制 度 概 要

#### 1. 単元未満株式の買増制度

当社の1単元(1,000株)に満たない株式をご所有されている株主様は、ご所有の単元未満株式と併せて1単元になる数の株式を買増することができます。

#### 2. 買増請求と効力発生日

- (1) 買増請求は、所定の「買増請求書」に下記に定める「買増概算金」を添えて、当社の名義書換代理人である、みずほ信託銀行にてお手続きください。(株券が発行されている場合は、株券もご提出ください。)

**証券保管振替制度をご利用の株主様は、お取扱いの証券会社にてお手続きください。**

- (2) 所定の買増請求書等(買増概算金を含む)が名義書換代理人の株式事務取扱場所または取次所に到達した日が買増請求の効力発生日となります。

#### 3. 買増請求の受付停止期間

3月31日から起算して12営業日前から3月31日までの間、および9月30日から起算して12営業日前から9月30日までの間は、買増請求の取扱いを停止します。

#### 4. 買増価格と買増概算金

- (1) 1株当りの買増価格は買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における当社株式の最終価格となります。(ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格となります。)

- (2) 買増概算金

買増概算金 = (買増請求の効力発生日の前営業日の市場における当社株式の最終価格) × 買増申込株式数 × 1.3 (千円未満の金額は切上げ)

5. 買増手数料と買増概算金の精算金

- (1) 当社の定める手数料（株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額、消費税別）をご負担いただきます。
- (2) 買増概算金の精算金  
買増概算金から買増代金、手数料等を引いた残額は、精算金としてご指定の方法により、ご返却します。

6. その他

制度内容、買増請求等の詳細につきましては、当社の名義書換代理人のみずほ信託銀行あてご照会ください。

**【お問い合わせ先】**

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 03(5213)5213（代表）

以上

